令 和 ８ 年 ２ 月
総 務 省 消 防 庁

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（概要）

１． 改正の趣旨

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第 89 号。以下「改正法」という。）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）別表第４イ公安職俸給表（一）が改定された。

また、一昨年成立した一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和６年法律第 72 号。以下「旧改正法」という。）第２条により、給与法第 11 条における扶養手当の規定が改正されたが、同条については旧改正法附則第６条において経過措置が定められており、当該経過措置は令和８年３月 31 日に終了する予定である。

これらを受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号。以下「令」という。）において、

・ 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額（給与法別表第４イ公安職俸給表（一）を参考に算出しているもの）
・ 扶養に係る補償基礎額の加算額（給与法第 11 条を参考に算出しているもの）

の改定を行う。

２． 改正の概要

① 第２条第２項第１号及び別表関係

【改正後の別表　補償基礎額表】

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	13,340（12,900）	14,170（13,700）	15,000（14,500）
分団長及び副分団長	11,670（11,300）	12,500（12,100）	13,340（12,900）
部長、班長及び団員	10,000（ 9,700）	10,840（10,500）	11,670（11,300）

備考：表中は円単位。（　）内書は現行の補償基礎額である。

② 第２条第２項第２号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,700 円から 10,000 円に、最高額を 14,500 円から 15,000 円に引き上げる。

③　第２条第３項関係

【改正後の扶養に係る補償基礎額の加算額】

令第2条第3項における号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分		配偶者 （婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	22 歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある子	22 歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある孫	60 歳以上の父母及び祖父母	22 歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある弟妹	重度心身障害者
令和7年度	加算額（日額）	100 円	383 円	217 円			
令和8年度	加算額（日額）	廃止	433 円	217 円			

３．施行期日等

公布予定日：令和８年２月６日

施　行　日：令和８年４月１日

施行期日：この政令による改正後の第２条第２項及び第３項並びに別表の規定は、令和８年４月１日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用する。